秩父市産業支援メール vol. 36 (10/4 号)

【編集·発行】秩父市役所 産業支援課

- ※このメールは、配信申込みをいただいた企業の皆様、企業支援機関、 関係行政機関、当課職員と名刺交換させていただいた皆様に配信 しています。
- ※配信中止ご希望の方は、件名を「配信中止希望」と明記し、 次のアドレスに送信してください。sangyo@city.chichibu.lg.jp

◎確認しましょう!最低賃金

埼玉県最低賃金が令和3年10月1日から時間額956円に改定されました。

最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、 パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に 適用されます。

使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり956円以上かどうか必ず確認しましょう。

※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。

▼▼詳細・お問合せはこちら(埼玉労働局 HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/chingin_kanairoudou/saitei.html

[お問い合わせ先]

秩父労働基準監督署

TEL: 0494-22-3725 埼玉労働局賃金室 TEL: 048-600-6205

【配信登録と解除の方法】

◎件名を「配信(中止)希望」と明記し、下記アドレスに送信してください。 sangyo@city.chichibu.lg.jp

秩父市役所 産業観光部 産業支援課

368-8686 秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館3階)

TEL 0494-25-5208 FAX 0494-25-0136

E-mail: sangyo@city.chichibu.lg.jp